

鹿嶋市告示第85号

令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

鹿嶋市長 田口伸一

令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗等の利用促進並びに新たな賑わい及び経済循環の創出により中心市街地の経済活力の向上に資するため、中心市街地内において営利を目的とする事業を新規に開始する者又は既存事業を拡大する者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年鹿嶋市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「計画区域」とは、鹿嶋市中心市街地活性化基本計画に定める計画対象区域をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 開業に際して法律等に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可を受け、又は開業までに受ける見込みがあること。
- (2) 開業に際して鹿嶋市商工会へ加盟すること。
- (3) 市が実施する経営状況に関するアンケートに協力する意思があること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくは関係者又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 公序良俗に反する行為又は違法行為を行う者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限り

でない。

- (1) 計画区域内において営利を目的として新規に開始する事業又は既存事業を拡大する事業
 - (2) 年度内に開業する事業
 - (3) 原則として、1年以上継続して営業する事業
 - (4) 原則として、週2日以上、午前11時から午後5時までの間に3時間以上営業する事業
 - (5) 原則として、小売、飲食、宿泊、サービス業等の観光客の利用が見込まれる業種又は市内外からの回遊客が立ち寄りやすい業態である事業
 - (6) 管理、事務又は倉庫としての利用を主たる目的としない事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する場合
 - (2) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する場合
 - (3) 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当する場合
 - (4) 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する場合
 - (5) 茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号）第2条第3号に規定する利用カード等の販売業に該当する場合
 - (6) 同一の店舗又は申請者等において、過去10年間に鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金を交付されている場合
 - (7) その他市長がこの要綱の適用を受けることが不相当であると認める場合（補助金の交付対象）

第5条 補助金の交付の対象となる事業の経費区分、対象経費、補助率並びに補助額の上限は、別表に定めるとおりとする。

- 2 店舗改修費及び店舗賃借料に係る補助金の交付を併せて申請する場合の補助額の上限は、合算して300万円とする。
- （補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を令和5年5月12日（次項において「申請期限」という。）までに（第7号に掲げる書類にあっては仮契約をした後速やかに、第9号に掲げる書類にあっては許可を受けた後速やかに）市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業計画書（様式第1号その1）
- (3) 収支予算書（様式第1号その2）

- (4) 補助事業経費内訳書（様式第1号その3）
- (5) 補助事業資金計画書（様式第1号その4）
- (6) 申請者及び事業に関する調書（様式第1号その5）
- (7) 使用する物件の仮賃貸借契約書の写し
- (8) 補助事業に係る経費の見積書の写し
- (9) 事業を行うに当たり許可が必要である業種の場合は許可書の写し
- (10) 法人にあつては定款の写し
- (11) 使用する物件の外観及び内観の写真（店舗改修費の補助申請を行う者にあつては改修予定箇所の分かるもの）
- (12) 使用する物件の位置図及び平面図
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請期限までに受け付けた申請の総額が令和5年度の予算の額に達しない場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、申請期限後においても申請を受け付けることができる。

（補助金の交付決定等の通知）

第7条 市長は、前条各項の規定による申請があつたとき（当該申請において前条第1項第7号及び第9号の書類の提出がない場合にあつては、当該書類の提出があつたとき）は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の規定による申請の総額が予算の額を超える場合は、補助金の交付を受ける者を選考により決定する。

3 規則第9条第3項の補助金等交付申請却下通知書は、様式第2号その1とする。

（選考委員会の設置）

第8条 前条第2項の選考を行うため、チャレンジショップ支援事業補助金補助事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（申請の取下げ期日）

第9条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（指示事項の遵守）

第10条 第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が補助金の交付に関し必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

（補助事業の計画変更）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定後、補助対象事業について、その内容を変更しようとする場合は、補助事業計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の申請の額に変更を伴わないものうち、

資金計画書における経費の配分の流用において、流用先の経費の3割に相当する額以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

- 2 市長は、規則第12条第1項の規定による補助事業計画変更申請を承認したときは、補助事業等計画変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする

（補助事業の中止等）

第12条 規則第12条第2項の補助事業中止（廃止）届出書は、様式第5号とする。

- 2 市長は、規則第12条第2項の承認をしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

- 3 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査等への協力）

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、市長が補助事業に関して報告を求めたとき、又は帳簿書類その他物件の調査をするときは、積極的に協力しなければならない。

（概算払）

第14条 市長が特に必要があると認めるときは、店舗改修費に係る補助金にあっては補助金交付決定額の10分の9に相当する金額を限度に、店舗賃借料に係る補助金にあっては3か月ごとに概算払をすることができる。

- 2 前項の概算払を受けようとする者は、概算払申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。この場合において、店舗賃借料に係る補助金の概算払の請求は、3か月ごとに行うものとする。

- 3 市長は、補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第21条第2項の規定により、その額の返還を補助金返還通知書（様式第8号）により、概算払又は前金払を受けた者に通知するものとする。

- 4 前項の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに市長に返還しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了した場合は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）実績報告書（様式第9号）
- （2）事業の概要及び成果書（様式第9号その1）
- （3）収支決算書（様式第9号その2）

- (4) 補助事業決算内訳書（様式9号その3）
- (5) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (6) 店舗改修費に係る申請を行う者においては改修した箇所のわかる写真
- (7) その他市長が特に必要があると認める書類

2 補助金の概算払を受けた者は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書（様式第10号）を併せて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第16条 市長は、補助金の額が確定したときは、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 補助対象事業において開業期間が1年に満たなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 災害により事業を継続できない場合

イ 疾病により事業を継続できない場合

ウ その他補助事業者の責めに帰さない事由による場合などやむを得ない事由があると認められる場合

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、様式第6号により、補助事業者に通知するものとする。

（請求書）

第18条 規則第20条第2項の請求書は、様式第12号とする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

経費区分	対象経費	補助率	補助額の上限
店舗改修費	内装工事, 外装工事, 給排水設備工事, サイン工事, 電気工事及び撤去工事等に要する経費	2分の1	300万円
店舗賃借料	家賃, 礼金, 管理費, 共益費その他類する費用	10分の10	月額10万円

備考

- 1 原則として家屋に係る費用を対象とする。
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税も補助の対象とする。
- 3 補助額に100円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てるものとする。
- 4 店舗改修費については, 令和5年度内に実施したものに限り対象とする。
- 5 店舗賃借料の対象期間は, 賃貸借契約成立の属する月(令和5年4月1日前に賃貸借契約が成立していた場合にあつては, 令和5年4月)から店舗開店日の属する月までとする。
- 6 店舗賃借料については, 店舗の所有者が申請者と同一人物, その配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族である者(法人にあつては代表者, その配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族である者)である場合は, 対象としない。

鹿嶋市長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(団体等名称)
(代表者職氏名)

本件責任者	氏名	
	連絡先	
本件担当者	氏名	
	連絡先	

補助金交付申請書

令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金
- 補助金の申請金額 金 円
- 付記事項
- 添付書類
 - 補助事業計画書(様式第1号その1)
 - 収支予算書(様式第1号その2)
 - 補助事業経費内訳書(様式第1号その3)
 - 補助事業資金計画書(様式第1号その4)
 - 申請者及び事業に関する調書(様式第1号その5)
 - 使用する物件の仮賃貸借契約書の写し
 - 補助事業に係る経費の見積書の写し
 - 事業を行うに当たり許可が必要である業種の場合は許可書の写し
 - 法人にあつては定款の写し
 - 使用する物件の外観及び内観の写真
(改修費の補助申請者については改修予定箇所がわかるもの)
 - 使用する物件の位置図及び平面図

私(法人等の場合は、当該法人及びその代表者)は、商工観光課が、市税等の納付状況に関する情報について、補助金申請に必要な範囲で、市税等徴収担当課から提供を受けることに同意します。

申請者 住所(団体の所在地)
氏名(団体等の名称及び代表者の職氏名)

住所(代表者の住所)
氏名(代表者の氏名)
代表者の生年月日(年 月 日)

※情報提供に同意しない場合は、納税証明書(市税に未納がないこと。)を添付してください。

様式第1号その1(第6条関係)

補助事業計画書

1 事業名 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 補助事業費 円

3 店舗所在地

4 出店の動機・事業の目的

5 出店の業種・業態

6 期待される効果

7 着手及び完了の予定日 (1)着手予定日 年 月 日

(2)完了予定日 年 月 日

※店舗改修の場合はその着工期間, 店舗賃借料の場合は年度内の店舗借用期間を記載

8 補助金の算出基礎等

(1)補助金の算出基礎	店舗改修費	店舗賃借料
補助事業費 (A)	円	円
補助対象外経費 (B)	円	円
補助対象経費 (A) - (B) (C)	円	円
補助率(D) 又は限度額	補助率1/2 限度額3,000,000円	補助率10/10 限度額月額100,000円
(C) × (D)	円 (E1)	円 (E2)
補助金申請額 (E1+E2)	円	併用の場合, 申請限度額3,000,000円

※ 補助金申請額は1,000円未満を切り捨てること。

(2)補助対象外経費の明細

補助対象外経費の項目	金額
	円
	円
	円
合計	円

9 付記事項

様式第1号その2(第6条関係)

収 支 予 算 書

1 収入予算

(単位 円)

科 目		予 算 額	摘 要 (積算基礎)
市 補 助 金	店舗改修費		
	店舗賃借料		
売上高			
自己資金			
金融機関等からの借入金			
合 計			

2 支出予算

(単位 円)

科 目	予 算 額	摘 要 (積算基礎)
店舗改修費		
店舗賃借料		
合 計		

※ この収支予算書は、補助事業に係る収支のみ計上すること。

様式第1号その3(第6条関係)

補助事業経費内訳書

(単位 円)

区分	種別	内容	金額	金額の積算基礎
補助対象経費				単価×数量=金額
補助対象経費計				
補助対象外経費				
補助対象外経費計				
合計				

※ 金額の「合計」欄の数値は、収支予算書の支出予算の合計欄の数値と一致するものであること。

様式第1号その4(第6条関係)

補助事業資金計画書

(単位 円)

区 分		予算額	第1 四半期 4～6月	第2 四半期 7～9月	第3 四半期 10～12月	第4 四半期 1～3月	出納整 理期間 4～5月
支 出	科 目						
合 計 (A)							
収 入	科 目	市補助金					
合 計 (B)							
資金過不足額 (B) - (A) (C)			(C1)	(C2)	(C3)	(C4)	(C5)
資金過不足額 (累計) (D)				(D1)	(D2)	(D3)	
				(C1)+(C2)	(D1)+(C3)	(D2)+(C4)	(D3)+(C5)

申請者及び事業に関する調書

◆申請者に関すること

(作成日 年 月 日)

ふりがな 申請者氏名	(法人の場合は企業名及び代表者氏名)	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
連絡先・住所	〒 -	本事業 開始前の職業	<input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 専業主婦・主夫 <input type="checkbox"/> パートタイマー・アルバイト <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他
	TEL		
	FAX		
	E-mail		
経歴又は会社履歴 (職務経験・資格・知識)			

◆店舗・事業に関すること

ふりがな 店名		開店予定日	年 月 日
主たる業種		事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社設立 (形態: 会社) <input type="checkbox"/> その他
資本金 (元入金額)	千円		
セールスポイント			
取扱商品・価格			
予想客数 (単月)	人	従業員数	人 (うちパートアルバイト 人) (うち家族従業員 人)
店舗(売り場) 面積	m ²	契約家賃月額	税込 円

◆構想と具体的な事業内容

出店動機・事業目的・事業の将来目標		(例) 店舗経営における将来像
店舗運営計画		(例) 開店日(定休日), 営業時間, 年間営業日数など
販売計画		(例) 想定する客層・ターゲット, ニーズ, 客単価, 周知方法
仕入計画		(例) 仕入先ルート
地域活動・まちづくり等への参加計画		(例) 商店街組織への加盟, 地域行事への参加の予定・考え方

◆事業の見通し (月平均)

		創業当初	1年後又は軌道に乗った後 (年 月頃)	売上高, 売上原価 (仕入高), 経費の計算根拠
売上高 ①		万円	万円	
売上原価 (仕入高) ②		万円	万円	
経費	人件費	万円	万円	
	家賃	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	
	その他	万円	万円	
	合計 ③	万円	万円	
利益 ①-②-③		万円	万円	(注) 個人営業の場合, 事業主分は含めません。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称) 様
(代表者職氏名)

鹿嶋市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 附帯条件
- 4 補助金交付に係る指示事項

様式第2号その1(第7条関係)

第 号
年 月 日

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称) 様
(代表者職氏名)

鹿嶋市長

補 助 金 等 交 付 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請のあった令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金の交付については、下記のとおり申請を却下したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金
- 2 却下理由
- 3 特記事項

鹿嶋市長 様

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称)
(代表者職氏名)

本件責任者	氏 名	
	連絡先	
本件担当者	氏 名	
	連絡先	

補助事業等計画変更申請書

年 月 日付け鹿商観第 号で交付決定の通知のあった令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金に係る事業等の計画をについて、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 補助金の申請金額の変更等

変更後の 申請金額	(A)	金	円
変更前の 申請金額	(B)	金	円
増減額	(A) - (B)	金	円

3 事業計画変更の内容

4 事業計画変更の理由

5 事業計画変更の予定年月日

6 付記事項

※ 事業計画変更の内容については、申請時の内容のどこをどのように変更したいか、具体的に記入するとともに、交付申請時に提出した添付書類を必要に応じて修正し、提出すること。

様式第4号(第11条関係)

第 号
年 月 日

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称) 様
(代表者職氏名)

鹿嶋市長

補助事業等計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金に係る事業等の計画の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 変更後の交付決定額等

変更後の 交付決定額	(A)	金	円
変更前の 交付通知額	(B)	金	円
増減額	(A) - (B)	金	円

3 補助金等の変更理由

4 附帯条件

5 補助金等交付に係る指示事項

鹿嶋市長 様

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称)
(代表者職氏名)

本件責任者	氏 名	
	連絡先	
本件担当者	氏 名	
	連絡先	

補助事業中止(廃止)届出書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知のあった令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金に係る事業等について、下記のとおり中止(廃止)したいので届け出ます。

記

- 1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金
- 2 事業中止(廃止)の理由
- 3 事業中止(廃止)の予定年月日
- 4 付記事項

様式第6号(第12条, 第17条関係)

第 号
年 月 日

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称) 様
(代表者職氏名)

鹿嶋市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金について, 下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金
- 2 既交付決定通知額 金 円
- 3 補助金等の取消理由

鹿嶋市長 様

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称)
(代表者職氏名)

本件責任者	氏 名	
	連絡先	
本件担当者	氏 名	
	連絡先	

概 算 払 申 請 書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので申請します。

記

1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 概算払申請額等

・店舗改修費

交付決定額 (店舗改修費分)	(A)	金	円
	(A) × 0.9	(B)	金 円
概算払申請額 (C) ≤ (B)	(C)	金	円
概算払希望時期	年 月		

・店舗賃借料

交付決定額 (店舗賃借料分)	金	円
既交付額	金	円
概算払申請額(3か月分)	金	円
概算払希望時期	年 月	

3 概算払を必要とする理由(店舗改修費)

4 付記事項

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称) 様
(代表者職氏名)

鹿嶋市長

補助金返還通知書

既に交付をした令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金について、下記のとおり返還の必要性が生じたので通知します。

記

1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 補助金返還指示額等

既交付額	(A)	金	円
確定額	(B)	金	円
返還指示額	(A) - (B)	金	円

3 補助金返還期限

4 補助金返還の理由

5 付記事項

鹿嶋市長 様

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称)
(代表者職氏名)

本件責任者	氏 名	
	連絡先	
本件担当者	氏 名	
	連絡先	

実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知の通知のあった令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金について、補助事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 補助金の内容

交付決定額 (A)	金	円
精算額 (B)	金	円
差引額 (A) - (B)	金	円

3 補助事業の完了年月日

4 付記事項

5 添付書類

- (1) 事業の概要及び成果書(様式第9号その1)
- (2) 収支決算書(様式第9号その2)
- (3) 補助事業決算内訳書(様式第9号その3)
- (4) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (5) 店舗改修費の補助申請を行う者においては改修した箇所のわかる写真

様式第9号その1(第15条関係)

事業の概要及び成果書

1 事業名 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 総事業費 円

3 店舗所在地

4 目的の達成状況

5 事業の概要

6 事業の成果

7 着手及び完了日 (1)着手日 年 月 日
(2)完了日 年 月 日

※店舗改修の場合はその着工期間, 店舗賃借料の場合は年度内の店舗借用期間を記載

8 補助金精算の算出基礎等

(1)補助金精算の算出基礎	店舗改修費	店舗賃借料
補助事業費 (A)	円	円
補助対象外経費 (B)	円	円
補助対象経費 (A) - (B) (C)	円	円
補助率(D) 又は限度額	補助率1/2 限度額3,000,000円	補助率10/10 限度額月額100,000円
(C) × (D) (E)	円 (E1)	円 (E2)
交付決定額 (E1) + (E2) (F)	円	(F)の限度額3,000,000円
補助金精算額 (G)	円	

※ 補助金精算額は1,000円未満を切り捨てること。

(2)補助対象外経費の明細

補助対象外経費の項目	金額
	円
	円
	円
合計	円

9 付記事項

様式第9号その2(第15条関係)

収 支 決 算 書

1 収入決算

(単位 円)

科 目		予算現額(A)	決 算 額(B)	比較増減額 (B) - (A)	摘 要 (積算基礎)
市 補 助 金	店舗改修費				
	店舗賃借料				
合 計					

2 支出決算

(単位 円)

科 目		予算現額(A)	決 算 額(B)	比較増減額 (A) - (B)	摘 要 (積算基礎)
合 計					

3 収入支出差引

(単位 円)

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘 要 (収入支出差引過不足額の処理方法)

※ (1)この収支決算書は、補助事業に係る収支のみ計上すること。

(2)「市補助金」欄は、概算払の精算が終わったものとして補助金精算額を記入すること。

補助事業決算内訳書

(単位 円)

区分	種別	内容	金額	金額の積算基礎
補助対象経費				単価×数量=金額
補助対象経費計				
補助対象外経費				
補助対象外経費計				
合計				

※ 金額の「合計」欄の数値は、収支決算書の支出決算の決算額の合計欄の数値と一致するものであること。

鹿嶋市長 様

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称)
(代表者職氏名)

本件責任者	氏 名	
	連絡先	
本件担当者	氏 名	
	連絡先	

概 算 払 精 算 書

概算払を受けた令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金の精算をしたいので、下記のとおり提出します。

記

1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 補助金の精算額等

既概算払領収額	(A)	金	円
補助金精算額	(B)	金	円
差引精算額	(B) - (A)	金	円

3 付記事項

様式第11号(第16条関係)

第 号
年 月 日

申請者 住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称) 様
(代表者職氏名)

鹿嶋市長

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 補助金の交付確定額等

交付確定額 (A)	金	円
既交付決定 通知額 (B)	金	円
差 額 (A) - (B)	金	円

3 補助金確定に伴う措置

※ 既に補助金が交付確定額を超えて交付されている場合、その超えた金額の取扱い等について記載すること。

4 付記事項

鹿嶋市長 様

住 所 (所在地)
氏 名 (団体等名称)
(代表者職氏名)

本件責任者	氏 名	
	連絡先	
本件担当者	氏 名	
	連絡先	

請 求 書

年 月 日付け, 第 号で額の確定(交付決定)の通知のあった令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金について, 下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称 令和5年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金

2 補助金請求額等

交付決定(確定)通知額(A)	金	円
既交付額 (B)	金	円
今回交付請求額 (C)	金	円
未交付額 (A) - (B) - (C)	金	円

3 支払種別

(1) 補助金額確定後払い

(2) 概算払

4 付記事項

5 添付書類

補助金の振込先の通帳の写し